

都島区インバウンド向け多言語ガイドマップ制作等業務委託仕様書

1 案件名称

都島区インバウンド向け多言語ガイドマップ制作等業務委託

2 業務の目的

2025年4月開幕の大阪・関西万博には、国内外から多くの来訪者が予想されることから、複数の鉄道路線が結節し、大阪の東の玄関口である京橋においても、来訪者の増加が期待できる。

この機会をとらえ、海外からの旅行者等を誘客し、地域産業の活性化につなげることを目的として、魅力ある京橋周辺の観光施設や商店街等を紹介するガイドマップを制作する。

なお、制作されたガイドマップは、京橋周辺の鉄道駅や宿泊施設、観光スポットを始め海外からの旅行者等に手に取ってもらえるよう各施設等に設置することとし、これを見て、商店街等への誘客を図るものである。

3 履行期間

契約締結日から令和7年10月13日まで（マップ制作は令和7年6月28日まで）

4 履行場所

本市指定場所

5 業務内容

（1）インバウンド向け多言語ガイドマップの制作

① ガイドマップのテーマ、コンセプト

ア) 京橋周辺の強みをアピールし、インバウンド観光客等が京橋周辺に関心を持ち、回遊を促進するものとする。

＜食事＞

あたたかみのある京橋駅周辺の飲食店・商店街の味、人の魅力。

＜自然・街並み＞

毛馬桜之宮公園、藤田邸跡公園などの自然や街並みの魅力。

＜歴史・伝統文化＞

藤田美術館などの魅力。

〈交通利便性の高さ〉

京橋には多くの鉄道・バス路線が乗り入れしている。

京都や奈良に1時間以内で行くことができる。

大阪城から徒歩圏内である。

イ) 京橋に近接する大阪城からの誘導をはじめ、空港や主要な観光施設、交通拠点、宿泊施設などからの回遊を促進するものとする。また、期間限定のクーポンなどのインセンティブも活用して、さらなる誘客をめざす。

② 規格等（デザイン、紙質、印刷部数は提案すること。）

ア) 対象の国・地域

韓国、中国、台湾、東南アジア（タイ、シンガポール、ベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア）

イ) 作成する言語

韓国語、中国語（繁体、簡体）、英語

ウ) 作成部数

作成部数は、提案内容に基づき発注者が指定するが、各言語版の合計10万部以上とし、言語ごとに概ね下記の部数比で制作することとする。

韓国語：中国語（繁体）：中国語（簡体）：英語 ＝ 10：5：10：10

エ) サイズ等

フルカラー、表裏印刷、A2程度（サイズについては提案の対象とする）。

コンパクトに持ち歩き、携帯し、見やすいよう、MAP折りや蛇腹折り等にするこ
と。

③ マップ制作業務について

ア) 受託者は、当仕様書に記載の委託内容をすべて企画・実施すること。

イ) 本業務には、企画立案・掲載施設等の調整・撮影・デザイン・コピーライト・レイアウト・編集・校正・印刷・梱包・納品・工程管理など当該マップの制作に必要なすべての業務を含むものとする。

ウ) 当該マップに掲載する観光施設、民間施設、店舗、関係団体等に対する掲載協力依頼・調整などは受託者が行うこと。

なお、上記施設等には、下記力で発信した、日本文化等を体験できる施設・店舗等を含むものとする。

エ) 大阪城から京橋周辺への案内ルートを示すなど、大阪城への訪問者がアクセスしやすいよう分かりやすく案内すること。

オ) 空港や主要な観光施設、交通拠点、宿泊施設などから京橋への移動方法が分かる交通案内を掲載すること。

カ) 令和6年度都島区インバウンド誘客プロモーション動画制作等業務委託により制作、発信した動画との連携を図ること。

また、上記動画を参考に、マップ制作にあたっては、利用者のターゲット属性について検討すること。

キ) 期間限定のクーポンを付けるなど、旅行者等の活用を促進するインセンティブを企画すること。

ク) 主に大阪・関西万博開催期間中の配架を想定していることから、大阪・関西万博に関する情報も掲載すること。

なお、掲載内容、分量などは発注者と受注者との協議による。

ケ) 本業務に必要な資料・データの収集、撮影等は受託者が行うこと。

コ) 日本語で原稿を作成し、発注者の承諾を得た後、翻訳することとし、日本語の原稿で校正作業（原稿校正は最低3回、色校正は最低1回）を実施すること。

また、翻訳言語については、ネイティブチェックを受け、発注者の確認を受けること。

④ マップの範囲

ア) 制作するマップの範囲は、概ね下記のとおりとする。

a) 京橋に所在する下記商店街を網羅すること。

京橋中央商店会振興組合、新京橋商店街振興組合、京橋一番街商店街、京橋駅前シャトー商店会、京橋東商店街協同組合、京阪京橋商店街振興組合、京橋駅前商店会、京阪モール名店会、コムズガーデン商店会、ウエストストリート京橋、好きやねん京橋商店会

b) 京橋の強みである藤田美術館等を含めること。

なお、各施設、店舗等のマップへの表記方法については、受託者からの提案内容に基づき、発注者が指示する。

⑤ 電子データの作成

以下とおり作成し、電子媒体（CD-ROM もしくは USB メモリ）で納品すること。

※翻訳前（日本語版）のデータを含む。

ア) 低解像度PDFファイル

ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能であること。

（当該マップのサイズや表記方法などを踏まえ、受注者との協議のうえ発注者が解像度を指示する）

イ) 高解像度PDFファイル

画像解像度300dpi以上の高解像度であること。

ウ) レイアウトデータ

アウトラインを掛けない ai データなど、加工可能な状態のデータであること。

エ) 納品データのウイルスチェック

上記ア)～ウ)の納品データについては、提出前に必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行うなど、発注者の環境にコンピューターウイルスを侵入させないための措置を講じること。

(2) インバウンド向け多言語ガイドマップの配架

① 配架先

当該マップについては、海外からの旅行者等への訴求に効果的な、大阪城、空港、観光施設、交通拠点、宿泊施設等に配架することとし、具体の配架先については、受託者からの提案を踏まえ発注者が指定する。

② 配架先の調整

上記①の配架先施設等との調整については、受託者で行うこと。

③ 配架期限・補充

ア) 上記①の施設等での配架開始を令和7年7月18日以前とし、配架開始に間に合うよう配送すること。

イ) 配架先への当該マップの補充については定期的に行うこととし、大阪・関西万博開催期間中である10月13日まで継続して行うこととする。

④ その他

マップデータをSNSやホームページ等でも掲載することとし、掲載先については、受託者からの提案内容に基づき、発注者が指定する。

6 納品

(1) 成果物

① 印刷物

都島区インバウンド向け多言語ガイドマップ 韓国語版、中国語（繁体字）版、中国語（簡体字）版、英語版

② 電子データ（CD ROM もしくは USB メモリ）

日本語版、韓国語版、中国語（繁体字）版、中国語（簡体字）版、英語版のデータすべて。

(2) 納品場所

大阪市都島区役所総務課（政策企画）（大阪市都島区中野町2丁目16番20号）ほか、受託者からの提案を踏まえ、発注者が指定する場所。

なお、各納品場所への納品部数については、受託者からの提案を踏まえ、発注者が指示する。

(3) 納期

- ① 上記（１）①印刷物については、令和 7 年 6 月 28 日までに制作し、大阪市都島区役所納品分は令和 7 年 6 月 28 日までに納品すること。配架先施設等へは、配架開始を令和 7 年 7 月 18 日以前とし、配架開始に間に合うよう配送すること。また、配架先への補充を定期的に行うこととし、大阪・関西万博開催期間中である 10 月 13 日まで継続して行うこと。なお、配架管理を行うため、発注者の了承を受けたうえで、一定数の在庫を受注者で保管すること。
 - ② 上記（１）②電子データについては、令和 7 年 6 月 28 日までに、大阪市都島区役所に納品すること。
- （４） その他
- ① スケジュール
契約後 7 日以内に、作業スケジュールを作成し、発注者のチェックを受けたうえで提出すること。
 - ② 内訳書
契約後 7 日以内に、業務委託料内訳書を作成し、発注者のチェックを受けたうえで提出すること。

7 著作権

- （１） 受注者は、本業務委託による成果物について、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- （２） 発注者は、成果物が著作物に該当する、しないに関わらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- （３） 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- （４） 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当する、しないに関わらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、業務委託契約書第 15 条第 1 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

8 その他

(1) 全体的な留意事項

- ① 受注者は事業の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守し、適正な業務運営に努めること。
- ② 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者において適宜協議調整を行い決定する。
- ③ 受注者は業務を遂行するにあたって不明な点がある場合は、その都度、発注者に申し出て協議したうえで対応すること。ただし、緊急性を伴う事象については、発注者との事前協議なく判断できるものとするが、事後に必ず発注者に報告し、発注者の指示を受けること。
- ④ 受注者は、必要に応じて、事業の進捗状況等を発注者に報告すること。また、発注者から求めがあった場合は、その都度遅滞なく報告すること。
- ⑤ 第三者が権利を有している画像、資料等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。

(2) 個人情報の取扱い

- ① 受注者が個人情報を取り扱う際は、大阪市個人情報保護条例を遵守すること。
- ② 受注者は、契約の終了と同時に、発注者の指示に従い、得られた情報（個人情報を含む。）等を発注者に引き渡したうえで廃棄しなければならない。
- ③ 受注者は、本業務において知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

(3) その他の条件

- ① 受注者は、契約開始日から速やかに業務を開始できるように、準備を進めること。
なお、発注者は準備のために要する経費を負担しない。
- ② 本業務における成果物は全て本市に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与、または使用してはならない。

9 担当

大阪市都島区役所総務課（政策企画） 三井、細谷

所在地：大阪市都島区中野町 2-16-20 電話：06 - 6882 - 9914